

(契印・公印省略)

総 情 信 第 2 9 号
令和 7 年 5 月 2 1 日

各総合通信局長 殿
(信書便監理室)
沖縄総合通信事務所長 殿
(信書便監理室)

情報流通行政局郵政行政部
信 書 便 事 業 課 長

「民間事業者による信書の送達に関する法律関係審査基準の運用について（通達）」（平成 15 年 3 月 19 日総郵第 35 号）の一部を改正する通達

「民間事業者による信書の送達に関する法律関係審査基準の運用について（通達）」（平成 15 年 3 月 19 日総郵第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 1 中第 5 項 (6) を同項 (7) とし、同項 (3) から同項 (5) までは 1 項ずつ繰り下げ、(2) の次に次の 1 号を加える。

(3) 委託しようとする信書便の業務を受託者の事業場において行う場合は、当該事業場における信書便管理者の選任予定を確認すること。

第 1 中第 5 項 (2) を次のとおり改める。

(2) 委託を必要とする特別の事情の具体的内容につき申請者に対して説明を求めること。ただし、申請者が次に掲げる場合には、それぞれ次に定めるところによること。

ア 申請者が、自ら貨物の運送を行うための許可等を有しておらず、かつ、貨物利用運送事業のみを行う者である場合 委託を必要とする特別の事情については、自ら貨物の運送を行うための許可等を有しておらず、貨物利用運送事業のみを行うためであることとし、申請者が自ら貨物の運送を行うための許可等を有していないことを宣誓書により確認するとともに、第一種貨物利用運送事業の登録を受けていることを確認すること。

イ 申請者が、自ら貨物の運送を行うための許可等を有しておらず、かつ、貨物軽自動車運送事業を営む者の運送を利用して貨物の運送を行う者で

ある場合 委託を必要とする特別の事情については、自ら貨物の運送を行うための許可等を有しておらず、貨物軽自動車運送事業を営む者の運送を利用して貨物の運送を行うためであることとし、申請者が自ら貨物の運送を行うための許可等を有していないこと及び貨物軽自動車による運送のみを利用するものであることを宣誓書により確認するとともに、受託者が全て貨物軽自動車運送事業を営む者であることを行政庁への届出の写し等により確認すること。

第2中第8項を第9項とし、第2項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 委託を必要とする特別の事情の具体的内容につき申請者に対して説明を求めること。ただし、申請者が次に掲げる場合には、それぞれ次に定めるところによること。
 - (1) 申請者が、自ら貨物の運送を行うための許可等を有しておらず、かつ、貨物利用運送事業のみを行う者である場合 委託を必要とする特別の事情については、自ら貨物の運送を行うための許可等を有しておらず、貨物利用運送事業のみを行うためであることとし、申請者が自ら貨物の運送を行うための許可等を有していないことを宣誓書により確認するとともに、第一種貨物利用運送事業の登録を受けていることを確認すること。
 - (2) 申請者が、自ら貨物の運送を行うための許可等を有しておらず、かつ、貨物軽自動車運送事業を営む者の運送を利用して貨物の運送を行う者である場合 委託を必要とする特別の事情については、自ら貨物の運送を行うための許可等を有しておらず、貨物軽自動車運送事業を営む者の運送を利用して貨物の運送を行うためであることとし、申請者が自ら貨物の運送を行うための許可等を有していないこと及び貨物軽自動車による運送のみを利用するものであることを宣誓書により確認するとともに、受託者が全て貨物軽自動車運送事業を営む者であることを行政庁への届出の写し等により確認すること。

附 則（令和7年5月21日総情信第29号）

この通達は、令和7年5月21日から実施する。

※参考として、溶け込み版及び見え消し版を添付する。